

令和6年7月25日からの大雨災害

災害からの復興に向けて

舟形町災害対策本部 令和6年9月13日

町民の皆様へ

7月25日からの豪雨によって被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災された皆様が一日でも早く元の暮らしを取り戻されますよう、町独自の支援策と国や県の支援策を合わせて、必要な対策に取り組んでまいります。町民の皆様には、引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



舟形町災害対策本部
本部長 舟形町長 森 富広

舟形町の被災者支援

町独自の支援策を含め、国や県等と連携して、被災された方への支援を行います。
現在の主な支援策は次のとおりです。（9月13日現在の支援策です）

町補正予算総額 **22 億 1,223 万円**

※8月5日、30日補正予算措置

○被災住宅等災害復旧支援事業	5,982万円
○公共土木施設の災害復旧事業	9億4,622万円
○農地・農業用施設の災害復旧事業（農道・水路・揚水機等）	8億9,400万円
○農業用施設災害復旧支援事業（パイプハウス、農機具等）	1,793万円
○水産施設災害復旧支援事業	487万円
○公共施設等の災害復旧事業（河川公園、温泉グラウンド等）	1億3,600万円
○水道施設の災害復旧事業	478万円
○下水道施設の災害復旧事業	1億2,010万円
○林道施設災害復旧事業	650万円
○鉱害復旧事業	2,200万円

令和6年7月25日の大雨災害への支援情報等を掲載しています。



▲災害に関する情報
（舟形町ホームページ）



▲令和6年7月25日からの大雨に関する情報
（山形県ホームページ）

＜被災した住宅等への支援＞

1.災害救助法における応急修理

生活するための最低限の応急的な修理を助成する制度です。修理にかかる費用は町が直接修理業者に支払います。

- ▼対象者／罹災証明により「準半壊以上」と判断された住居（全壊をのぞく）
- ▼補助額／・半壊：71万7千円以内
・準半壊：34万8千円以内
- ▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎（32）0155

2.舟形町独自 被災住宅等補助事業

住宅等の応急修理、被災した家電等の更新を行う被災者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

- ▼対象経費／罹災証明を受けた世帯の「家電・住居・小屋・店舗」等の修繕、更新費
- ▼補助額／・住居、小屋：補助対象費用の9/10に相当する額（上限70万円）
・店舗：補助対象費用の9/10に相当する額（上限100万円）
※半壊以上の世帯の家電については補助率10/10
- ▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎（32）0155

3.山形県被災者生活再建支援事業

住宅に著しい被害を受けた被災者の生活の安定に役立てるため、県と市町村が連携して生活再建のための支援金を支給します。

- ▼対象者／罹災証明により、住宅が「全壊」、「大規模半壊、中規模半壊」等と判断された世帯
- ▼補助額／・全壊：基礎支援金75万円～100万円＋加算支援金37万5千円～200万円
・大規模半壊：基礎支援金37万5千円～50万円＋加算支援金37万5千円～200万円
・中規模半壊：基礎支援金なし、加算支援金18.75万円～100万円
- ▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎（32）0155

4.山形県災害見舞金

県から災害により被害を受けた世帯に見舞金が交付されます。

- ▼対象者／罹災証明等により、住居が「中規模半壊」、「半壊」、「一部破損※1」、「床上浸水※2」と判断された世帯
※1 水害による土砂災害により被害が生じた場合のみ対象。
※2 水害により住家に被害が生じた場合のみ対象。
- ▼見舞金額／中規模半壊、半壊：20万円以内
一部破損又は床上浸水：10万円以内
- ▼その他／交付対象者には県から連絡がありますので、申請手続きは不要です。
- ▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎（32）0155

【裏面へ続く】

【裏面】

＜農林水産業への支援＞

1.農地・農業用施設の災害復旧

被災した農地および農業用施設（農道・水路・揚水機等）の復旧について支援します。

○国庫補助災害復旧事業

工事費40万円以上は、国の災害査定を経て工事を行います。

▼個人負担／工事費から国庫補助金を控除した額の1/10

○舟形町単独災害復旧事業

工事費40万円未満の小規模な災害については、町単独事業により工事を行います。

▼個人負担／工事費の1/20（激甚災害指定につき）

○舟形町単独補助金交付事業

既に実施済みの復旧工事に対して補助金を交付し支援を行います。

▼対象経費／業者委託費、機械借上料、原材料費、燃料費などの実支出。

▼補助率／支出額の19/20（激甚災害指定につき）

▼問い合わせ／舟形町地域整備課建設企画係 ☎（32）0915

2.パイプハウス、農機具の 復旧に要する経費

▼対象／パイプハウス、農機具の修理、購入に要する経費

- ①大雨により、倒壊、破損した施設や農機具
- ②パイプハウスについては耐用年数に達していないこと
- ③令和7年2月28日まで納品されること
- ④1台当たりの限度額設定あり

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎（32）0947

3.農業用水等確保のための機材の 借上・購入、燃料の購入に要する経費

▼対象／大雨被災時の農業用水等確保のための機材（ポンプ、散水車など）の借上げまたは購入、燃料の購入等に要する経費

- ①大雨による水路閉塞等に対応するために使用したもの
※応急対策にかかった経費に限る
- ②対象災害発生後から9月15日までの間に実施したもの
- ③1カ所あたりの限度額：544万5千円

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎（32）0947

4.農薬購入経費

※農協・榊大場惣吉商店・舟形ドリーム農産以外で
購入した場合は申請が必要です。

▼対象／病害防除のための農薬の購入に要する経費

- ①大雨により防除が必要となり、新たに購入したもの（7月7日以降に購入したもの）
- ②災害発生後速やかに散布されたもの

▼対象品目／水稻・果樹等（それぞれ限度額あり）

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎（32）0947

5.肥料購入経費

※農協・榊大場惣吉商店・舟形ドリーム農産以外で
購入した場合は申請が必要です。

▼対象／樹勢または草勢回復のための肥料の購入に要する経費

- ①大雨により施肥が必要となり、新たに購入したもの（7月7日以降に購入したもの）
- ②災害発生後速やかに施用されたもの

▼対象品目／果樹・野菜等（それぞれ限度額あり）

▼補助率／経費の1/2に相当する額または限度額のいずれか低い額

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎（32）0947

6.大雨被害対策資金

農林漁業を主な業務とする方について低利な融資があります。農協等に相談してください。

▼問い合わせ／舟形町農業振興課農政企画係 ☎（32）0947

＜被災された方への税等の支援＞

1.各種税（料）の減免等

人的な被害や財産等に損害を受け、各種税（料）の納付が著しく困難な場合は、申請により被害の程度や前年の合計所得金額に応じ、減額または免除される場合があります。

※支援金や保険金、損害賠償等の補てん金等の支給を受けた方は該当しない場合があります。

▼問い合わせ／

・町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税／舟形町住民税務課税務係 ☎（32）0466

・後期高齢者医療保険料／舟形町健康福祉課医療年金係 ☎（32）0717

・介護保険料／舟形町健康福祉課介護保険係 ☎（32）0717

・自動車税／最上総合支庁税務課 ☎（29）1229

2.医療機関窓口での支払いおよび 介護保険サービス利用者負担額の免除等

国民健康保険および後期高齢者医療制度では、被災等により医療費の支払いが困難な状況であると認められる場合に、医療機関窓口で支払う自己負担分を免除または徴収猶予されることがあります。また、介護サービスの利用者負担額についても減免される場合があります。

※被害の程度により対象とならないこともあります。また、支援金や保険金、損害賠償等の補てん金等の支給を受けた方は該当しない場合があります。

▼問い合わせ／

・国民健康保険および後期高齢者医療保険／舟形町健康福祉課医療年金係 ☎（32）0717

・介護保険／舟形町健康福祉課介護保険係 ☎（32）0717